

令和2年 第3回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和2年3月25日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、朏委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 水本次長、貞松指導主事、落合次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 十時 嘉代子 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和2年 第2回定例教育委員会（2/25）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第 6号 佐々町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
議案第 7号 佐々町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について
議案第 8号 佐々町学校運営協議会規則の一部改正について
議案第 9号 佐々町教育支援委員会の結果について
議案第 10号 佐々町指定文化財の指定について
議案第 11号 教育委員会の所管に属する機関の人事について
- 9 報告事項 (1) 3月議会定例会について
(2) 新型コロナウイルスへの対応について
(3) 令和2年度主要事業について
(4) 令和2年度主要行事について
(5) 令和2年度教科書採択について
(6) 教職員等の人事異動について
(7) 辞令交付式について
(8) 標準学力テスト結果について
(9) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について
(10) 名義後援について
(11) 準要保護の認定について
(12) 行事関係報告について
(13) その他
- 10 その他 (1) 次回開催日程 令和2年4月28日（火）14時00分～
(2) 場 所 佐々町役場 別館2階会議室
(3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和2年第3回定例教育委員会を開催します。
教育長	5 会議録署名委員の指名 本日の会議録署名委員を指名します。十時 嘉代子委員にお願いします。
教育長	6 前回の会議録の承認 前回の「令和2年第2回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	7 教育長報告事項 次に教育長報告に入ります。
教育長	(1)教育委員会の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○新型コロナウイルス感染症への対応 新型コロナウイルス感染症への対応ということで話をしましたが、これが3月2日の時点、本当に刻一刻と状況が変わっていく中での話でした。 新聞記事をもとに話をしましたけれど、Aの1と書いていますが、この時点では再開についてどうなるかということの見極めがついていませんでしたので、基準が明示された場合には再開するという話をしました。 また、長期化する場合についても、対応を検討する必要があるだろうという話をしました。 再開については、後ほどお話したいと思います。
○教諭いじめ	教諭のいじめということで、神戸市立の小学校の問題が、かなり報道されたところですけれど、激辛カレーを食べさせるとか、教諭としてあるまじき行為、教師の人権感覚について再度指導する必要があるだろうという話をしました。 また、管理職としての気づきとか、管理職自身の態度とか、そういうことにつ

教育長	<p>いても十分注意するようにという話をしました。</p> <p>【気になっていること】</p> <p>○公立高校入試制度改革</p> <p>「公立高等学校の入試制度の改革」という報道がされていたところですけれど、基本的には今も推薦入試と学力試験がありますので、そのあたりが大きく変わるという感じではありません。ただ、推薦が自己推薦という形、子どもたち、保護者が希望するという形で試験を受けられるということになれば、また大きな変化があると思われます。いずれにしても、説明会が中学校を対象に行われていますので、十分備えをするようにという話をしました。</p> <p>○犯罪情勢</p> <p>刑法犯は減っているけれど、虐待は急増しているという状況が報道されています。いろんな防犯グッズといいますか、防犯カメラの普及が一番なのかもしれません、そういったことで犯罪自体は減っているけれど、虐待については、逆に増えているという状況について認識していく必要があるだろうという話をしました。</p> <p>○世知原少年自然の家の存続</p> <p>世知原少年自然の家の廃止を延期するということで、定例県議会での一般質問に県の教育長が回答しているようです。</p> <p>ただ、機能を集約したいということで、その方向性については堅持しているということですので、いつになるか、時間をかけて検討していくというのが、どういう具体的な内容を含んでいるかという部分については、その後、確認はできていません。県から何らかの方針の説明があるだろうと思っています。</p> <p>○その他</p> <p>学校の休業の中で新年度の対応、例えばアレルギーの面談であるとか、それは落としがないようにという話をしました。同時に、春休みの対応、宿題、家庭訪問、運動等について十分指導するようにという話をしました。</p> <p>また、教頭会で話をしましたが、文科省のホームページに、家でできる運動や学習の番組にアクセスできるようにリンクしてあるということで、その活用について各家庭に知らせるようにという話をしました。</p> <p>私からの報告は以上です。ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p> <p>8 案件</p> <p>議案第6号 佐々町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について</p> <p>議案第7号 佐々町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について (資料により説明)</p> <p>今の現状は、どういう状況なんでしょうか。</p> <p>すみません。資料を持ち合わせてないんですが、結構80時間超えが多かったと</p>
教育委員	
教育長	

教育長	理解しています。後ほど資料を示したいと思っています。 部活動ガイドラインができて、多少は減ってきたのかなという感じはしています。
教育委員	要するに、下がるようにすることですか。
教育長	現状とは大分乖離した部分があると思います。
教育委員	ということは、大分改善が必要になってくるということですか。この80時間というのが、45時間になるということですか。
教育長	現実的に、すでに80時間を超えている者もいるけれど、今後は45時間が上限になるということです。
教育委員	健康管理の面で言うと、この45時間というものが逆にストレスになるというようなことはないんでしょうか。
教育長	あるかもしれません。この45時間というのは労働法等で決められた時間ではあるわけですけれど、これは民間も一緒です。そういう部分も確かにあるかと思います。
教育委員	じっくり時間をかけてという方もいらっしゃると思うんですよね。特に、私は性格的にゆっくり、マイペースでやりたいというのがあって、そういう場合は学校でできないんだったら、自分の家へ持って帰ってでも納得のいくようにちゃんといいという思いはありますよね。
教育長	本当に現場にとっては実態とどうなのかというところについては、校長先生方も大分悩まれるところだと思います。
教育委員	そうですね。逆に健康を害するようになったら元も子もないかなという気がしています。
教育委員	決めてしまったら、やはり個人の意識改革も必要じゃないかなとは思うんですけどね。
教育委員	これは今年の4月1日施行ということになるんですか。
教育長	はい。今年の4月1日です。来年度からです。 それでは、議案第6号、第7号、一緒にご説明しましたが、議案第6号については、制定をご承認いただけますか。

	(「異議なし」の声あり。)
教育長	議案第7号についてもご承認いただけるでしょうか。
	(「異議なし」の声あり。)
事務局	議案第8号 佐々町学校運営協議会規則の一部改正について (資料により説明)
教育長	ご質問等ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり。)
事務局	議案第9号 佐々町教育支援委員会の結果について (資料により説明)
教育長	ご質問等ございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり。)
事務局	議案第10号 佐々町指定文化財の指定について (資料により説明)
教育委員	指定有形文化財に指定するということですね。
事務局	そうです。
教育長	ご質問等ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり。)
事務局	議案第11号 教育委員会の所管に属する機関の人事について (資料により説明)
教育長	ご質問等ございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり。)
9 報告事項	
教育長	(1) 3月議会定例会について (口頭で説明)

教育委員	給食センターの建設場所は、北部運動公園は諦めたということになりますか。
教育長	諦めるというか、再度検討してみて、適地が見つかればそちらを進めていきたいと思っています。
教育委員	そこまで反対が強かったということですか。
教育長	そうです。
教育委員	今のところ、次の第一候補みたいなところは、何か目星はつけてあるわけですか。
教育長	再度、検討しているところです。
教育委員	また新たに市瀬の北部のところを除いて、検討し直すということですね。
教育長	除いてといいますか、北部運動公園も町有地ですから、町有地は全部候補ということになるわけです。町有地の中から答申に従って適地がないかということで、我々が今まで考えていた発想だけではなくて、別の発想からさらに要件に合った適地がないかということで協議を進めています。
教育長	(2)新型コロナウイルスへの対応について (資料により説明)
教育委員	この症状があれば丸をつけましょうとあるのですが、発熱や喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合は必ず学校に出さずに、自宅で休養してくださいとあるのですが、せき、鼻水も自宅で一つでも丸が出れば休養ということになるのですか。 喉の痛みがある、せきとか鼻水、これも一応風邪の症状ですから、どれか1個でも丸がつくと、もう子どもは自主的に自宅で休養、とにかく学校には行かないと考えていいわけですか。
教育長	基本的にはそういう指導になっています。1つでも丸がつけば行かないということです。 長与町で発生した大学生についても、最初、喉の痛みがあったということから始まっているようです。だから、せきの症状があったときには自宅待機ということになっています。
教育委員	早目早目に対応して、検査の後、学校に登校するという具合にしておかないと、ぐずぐずしていたら逆にだめかなと思ったり、ある程度徹底したほうがいいのかなと思います。
教育長	基本的には、一つでもある人は登校しないということになります。

教育委員	学校休業期間中は4時ぐらいまで外出はだめというふうに、何か学校のこういう指導があつていたんですね。だから、なるべく自宅に待機するようにということだったと思うんですけど、春休み期間中はこれに準じてということなんですか。
教育長	自宅で過ごすことを基本とするということです。
教育委員	一つでも症状があった場合の自宅待機というのは病欠、欠席扱いですか。
教育長	さつき言った風邪の症状ですね。
教育委員	はい。
教育長	基本的に病欠になります。
教育委員	病欠ですね。
教育長	はい。新型コロナウイルス感染症であれば出席停止になるということになります。
教育委員	新型コロナウイルス感染症の判断が出た時点で、さかのぼってということになるわけですね。
教育長	法定伝染病でないと出席停止にはできないのが基本になります。 よろしいでしょうか。今日4時からまた町の対策会議が開かれます。次長が調べてくれた情報によれば、長与町の大学生はイギリスに留学していて、3月16日に帰国した。成田から飛行機で長崎空港に着いた。長崎空港からは自家用車で自宅に帰った。その後、外出を控えていた。3月18日ぐらいにせき、喉の痛み等があつたので受診し、その後、PCR検査で陽性となり、昨日から入院したということです。 県知事によれば、県内での感染拡大は考えられないだろうという見解が出ています。ですから、今のところ、この措置については続行していきたいと思っています。春休み中の部活動、活動についても同様です。 ただ、校長にもお願いしたんですけど、安全宣言ではないということ、リスクは皆無ではない中での登校だということを、子どもにも保護者にも理解していかないと、決して終息はしていないことを。いつ、佐々町で爆発的に流行するかわからない状況ということです。
事務局	関連でいいですか。
教育長	はい。

事務局	<p>新型コロナウイルス感染症対策ということで、まだ皆様方には言っていないことが一つあったんですが、3月14日に県内で第1例目となる新型コロナウイルスの感染者、壱岐市のことございますが、ご承知のことだと思います。その日に佐々町も対策本部を設置ということで、14日土曜日だったんですけども、電話呼び出しがあります、町長、副町長、教育長以下、理事、それから各課長、全ての課長が参集して、対策本部が同日14日付で設置されています。</p> <p>先ほど教育長が言いましたように、今日、第5回の対策本部が4時半から行われます。各所轄所轄によっていろんなことがございますので、懸案事項とか対策、どういうふうに持つていこうかとか、そういうことの協議をずっと重ねていますので、今日行われる理由というのは、先ほど言いました長与町の発生により県が会議を行ったということについて、会議の内容等、それに対してどういうふうに町は対応していくかという内容が、4時半から協議されることになっています。</p> <p>いかにして、住民の方に予防の徹底について周知していくかということを町長は常に言っているところです。ホームページとか、町内の防災行政無線を使ったりして、皆様方には情報提供をしていきたいと考えています。</p> <p>ホームページを見ていただくと、刻々と皆様方にお知らせする内容が変わってまいりますので、ご覧いただければと思います。教育委員会関連も、学校関係、社会教育施設関係、関連するものについては、その都度、更新していくといつてはいます。先ほど教育長がおっしゃった内容については、その旨の内容を書いていますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>それから、今日つけ加えていただいたこちらの資料を配布していますが、聖火リレー中止ということでつけています。これは今日の新聞なんですけれど、オリンピックを1年間延期するという報道です。皆さんもご存じのことだと思います。</p> <p>明日、福島県をスタートする予定の聖火リレーが、中止されることになっています。遅くとも来年夏までに東京オリンピック・パラリンピックを開催することで、IOCとの合意を得たということございまして、聖火リレーについては、大会延期日程に合わせた日程を定めて、盛大なグランドスタートができるように準備すること。それから、全国各地で走る予定だった、およそ1万人の聖火ランナーと121日間をかけてめぐる全国のルートは、新たに行われるリレーでも基本的に維持されることが明言されています。</p> <p>それから、日本に到着した聖火の取り扱い、皆さんも見られたかと思いますけれども、飛行機で火がこちらのほうに移ったんですが、当面の間、福島県に置くことが明らかにされています。</p> <p>佐々町でも、5月9日に聖火リレーを実施するということは皆様方にもお伝えしたかと思うんですけども、これが来年になる、来年の何月になるかということはまだはつきりしていませんので、今回については、1年先のオリンピックが開催される夏までにということ、それから聖火リレーもそれに準じて1年先になるということをご報告とさせていただきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルスの件で、学校が休みになった部分で、給食とかがなしになつていて、職員が休みになったときに、当然給与とかが出てくると思うんです。その</p>
教育委員	

教育委員	辺についてはどうですか。
事務局	<p>今回、私の方で賃金については調整をさせていただいたんですけども、勤務計画表をつくっていただいて、学校の清掃なり、給食室の清掃作業をしていただきましたので、その分の勤務計画表の日数に合わせて出勤していただいた日、あるいはグループの中でどうしても出られないときというのは有給休暇、もしくは特別休暇——特別休暇というのは、今回認められたのがコロナウイルス関係でどうしても休まざるを得ない人が出たときの対応ということで、小中高のお子様をお持ちの方については、特別休暇を有給休暇にかえて申請することができましたので、あくまで勤務計画表にのっとって勤務された日、有休もしくは特休という形で整理させていただいて、支給する予定としております。</p>
教育委員	およそ従来どおりの賃金が出るんですか。
事務局	従来まで及ばないかもしれませんけれども、勤務計画表をつくっていただいて、出ていただいた時間数に応じた支給を行うことにしています。
教育委員	わかりました。
事務局	他の支援員についても、今回、急遽、緊急的に休業となりましたので、学校事務とか、あるいは口石小学校では、学童保育のほうに従事していただいた方もいらっしゃいますので、そういう方の有休を使うとか、特別休暇を合わせて、そういう日の数分の賃金を支給する予定としております。
教育委員	わかりました。ありがとうございます。
事務局	(3)令和2年度主要事業について (資料により説明)
事務局	(4)令和2年度主要行事について (資料により説明)
教育長	4月16日の全国学力調査は延期になっています。県学力調査は、まだ通知が来ていません。
事務局	(5)令和2年度教科書採択について (口頭で説明)
事務局	(6)教職員等の人事異動について (資料により説明)

事務局	(7) 辞令交付式について (口頭で説明)
事務局	(8) 標準学力テスト結果について (資料により説明)
事務局	(9) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について (資料により説明)
事務局	(10) 名義後援について 申請がなかったため、取下げ。
事務局	(11) 準要保護の認定について 令和2年度分169件分について報告。
事務局	(12) 行事関係報告について 主な教育委員会行事の3月実績および4月予定について報告。
	(16時26分 閉会)
	上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。
	令和2年3月25日
	教育長 黒川 雅彦
	委員 十時 嘉代子